

不動産担保型生活資金 貸付のご案内

『65歳からも、住み慣れた我が家で自立した生活を送りたい…』

高齢者の方々のために、現在お住まいの土地・建物を担保として生活資金をお貸しする制度です。

貸付内容

貸付限度額

土地評価額(1,500万円以上)の70%ただし、建物の評価額は含みません。

交付

3ヶ月に一度
の分割交付

利子

貸付交付日から3年後より発生します。貸付を停止した場合は、その翌日から発生します。(延滞利子は年利10.75%)

担保の設定

借受人は、現在お住まいの土地・建物に根抵当権を設定し、登記していただきます。また不動産の代物弁済の予約に応じて、所有権移転請求権保全のための仮登記もしていただきます。

利率

年3%、または、毎年4月1日時点の金融機関の長期プライムレートのいずれか低い方

実施主体

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会(奈良県社会福祉総合センター内)

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11

TEL0744-29-0100(代表) FAX0744-29-0101

貸付条件に該当するか。 、 ×チェックをしてみましょう。

- () 借入申込者及び同居の配偶者が65歳以上であること。
- () 借入申込者単独所有の土地・建物である。(マンションは不可)
- () 同居の配偶者との共有である場合、その配偶者が連帯借受人となる。
- () 借入申込世帯が生活保護基準額の1.5倍程度の低所得世帯である。
- () 借地借家ではない。
- () 土地・建物に賃借権等の利用権や抵当権等の担保権が設定されていない。
- () 相続する予定の人の中から連帯保証人を1名選任することができる。
- () 借入することを推定相続人全員に同意してもらうことができる。
- () 同居人に配偶者、借入申込者及び配偶者の両親以外の人はいない。
- () お住まいの評価額が1,500万以上であること。
- () 現在のお住まいに将来にわたり住み続ける意志がある。

申請時に必要な書類

- 不動産担保型生活資金借入申込書(様式1~4)
 - 推定相続人の確認書類(戸籍謄本)及び同意書
 - 借入申込者の属する世帯全員の「住民票の写し」
 - 借入申込者の属する世帯の「収入のわかる書類」
 - 借入申込者が居住している建物および土地(以下「本件不動産」という。)の「登記簿謄本」
 - 本件不動産の「公図」
 - 本件不動産の「位置図」
 - 本件不動産の「固定資産課税台帳評価価格」
 - 民生委員調査書
 - 振込口座の通帳(写し)
 - その他奈良県社会福祉協議会が必要と認めるもの
- * 次の書類については保存されている場合のみ提出いただきます。
- 本件不動産の「地籍図」「測量図」「建物図面」

償還期限（貸付金の返済）

契約終了後（借受人が死亡された時点から3ヶ月以内に）相続人及び連帯保証人より貸付元金を一括で返済していただきます。（返済方法は当該不動産を売却して返済するか、または自己資産により返済していただくことになります。）

契約の承継

借受人が死亡した場合であっても、同居している配偶者は契約を継承し、貸付を継承することができます。（借受人死亡後3ヶ月以内の申請が必要となります。）
ただし、貸付限度額に達していないこと、単独で当該不動産を相続し登記することなどの一定の要件を満たせない場合は、承継することができず、契約は終了します。

土地の評価・登記等にかかる費用（土地評価額1,500万円に対して概ね32万円、他に3年毎に土地の再評価費用）は、ご本人様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

また、土地価格の下落により貸付可能額が減額されることがあります。

なお、申請から決定までは、約3ヶ月程度かかります。

不動産担保型生活資金の申込から送金までの流れ図

